# 農業所得の申告のしかた

農業所得の申告する時は、収支内訳書の作成が必要です。ポイントを確認しながら作成してください。

### ♠収支内訳書を作成する前に確認していただきたいこと ♠

#### ○農業所得を申告する必要がある方

	農業所得の申告が必要な方		農業所得の申告が不要の方		
	(収支内訳書を作成してください。)				
✓	農作物を販売している等、農業を事業とし	✓	家庭菜園だけの方		
	て営んでおられる方	✓	自家消費のみで出荷がなく、今後もその予		
			定のない方		

▶ 農業所得を申告しない場合でも、「中山間地域支払交付金」や「電柱敷地料」などを受け取っておられる場合は、住民税の申告が必要となります。

#### ○農業所得の申告の流れ

記帳

▶ 日々の収支をノートに記入します。費目ごとに記入しておくと、1年間の収入金額や必要経費を集計するときに便利です。

帳簿の保存

▶ 申告内容の証拠書類となりますので、取引の証拠となる書類(請求書、領収証など)は必ず保存してください。(7年間保存)

### 年間の集計

収支内訳書の作成

- ▶ 帳簿を参考にして、1年間(1月1日~12月31日)の収入金額、必要経費を 計算します。早めに集計を始めましょう。
- ▶ 各種様式や集計表については、市のホームページに掲載しています。
- ▶ 集計を終えたら、収支内訳書を作成します。

## 一収入金額の集計ポイント

1、家事消費分や親戚に渡した分(出荷した残り)も集計します。

<u>一人当たり年間 10,000 円</u>が 目安です。

何割を栽培しているかで

按分してください。

例)年間の消費分の7割が栽培の時、

一人当たり 7,000 円になります。

単位:円/30kg(稅込)

OOH

### 【計算方法】

 米
 野菜

 <u>袋数 × 販売単価</u>
 家族人数 × 〇〇円

 販売単価は、下記の表を参考にしてください
 家族人数 × 〇〇円

#### 【令和5年産米仮単価】

	14			1 1 1 1 3 7 0 0 11 3 (1) 10 C
品種 等級	1	3等		
地区	雲南市	吉田町	雲南市	全地区共通
コシヒカリ	6,100	6,150	5,900	5,300
きぬむすめ	6,0	000	5,800	5,300
つや姫	6.1	50	5,950	5,450

2、中山間直接支払交付金は、集落から通知された金額を記載します。(雑収入)

# で収入金額 ~各科目の具体例~

~ <u> </u>					
		科	F		内容等
	1	販売	金	額	農作物を出荷・販売した品目別に集計します(契約米、クズ米)。JA、自主流通、市場、無人市、個人販売等、肉用牛売却証明書
(	2)	   家事·事業消費		典	家事及び事業のため消費するもの(収穫-販売=残り)を計上します。収穫時の年の収
(		冰尹 * 尹未/月月 	₹	入として販売価格等を参考に計算します。保有米の袋数もメモなど控えておきます。	
	<u></u>	九仕	ılπ -	入	上記以外の農業関連収入等を計上します。米精算金、共済受取金、耕作受託料、補助金、
(	3	雑	収り		中山間直払交付金、営農組合収入(利益配分金)、電柱敷地料等。

## 『『必要経費 ~費目の具体例~

	クス件の
科 目	内容等
雇 人 費	常雇、臨時雇人費等の労賃や賄費(家族への支払は含まない)
小作料·賃借料	農地賃借料、農機具等の賃借料、共同施設利用料
	<mark>取得価額10万円以上</mark> の建物、機械、貨物自動車等、用水路や暗渠排水など農業施設
減価償却費	の工事費(取得価額や工事費を耐用年数内で均等に経費算入します。収支内訳書裏面で
	別途計算)
利子割引料	農業用の借入金に係る支払利息(元金は経費に入らない)
租税公課	農業部分の固定資産税、軽自動車税(使用割合)、水利費、農協組合費(出資金・増資は入
	らない)
種 苗 費	種もみ、種子苗等の購入費用
肥 料 費	肥料の購入費用
農具費	鍬、鎌、台車、刈払機、ポンプなど <mark>取得価額が10万円未満の農具</mark> の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費等
諸材料費	ビニール、縄、すくも、杭、畔波等の購入費
修 繕 費	農機具、農業用自動車、建物などの修理に要した費用や車検費用(使用割合)
動力光熱費	農業に要した電気、水道、燃料等の費用(使用割合・生活用と分ける)
農業共済掛金	水稲、果樹、家畜の共済金、価格補てん負担金・拠出金等
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用(受益者負担金10a当り上限1万円)
4 書	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費・中山間・営農組合の経費(損失配
1 <sup>1</sup>	分金)等
	科目雇人小作料·賃借減利租利租書財日財日財日農基財日財日日<

┗━━━ 記号番号は、収支内訳書の番号と対応しています。

## で減価償却費 ~主な資産の耐用年数及び償却率~

1 WIED CO. 12 000 (12 00 III) 10 1 2000 0 CO. 1					
種類	用途·構造	細目	耐用年数	償却率 (新定額法)	
建物	木造	倉庫用·作業場	15年	0.067	
生物	簡易建物	掘立造·仮設	7年	0.143	
機械	農業機械・器具	トラクター・運搬車・ロータリー・ハローコンバイン・	7年	0.143	
器具		籾摺機·乾燥機·田植機等			
器 具	ビニールハウス	金属製(仮設)	10年	0.100	
備品		金属製(常設)	14年	0.072	
車 両	一般用	軽貨物自動車	4年	0.250	
運搬具	一加文円	5年	0.200		

# 【計算方法】

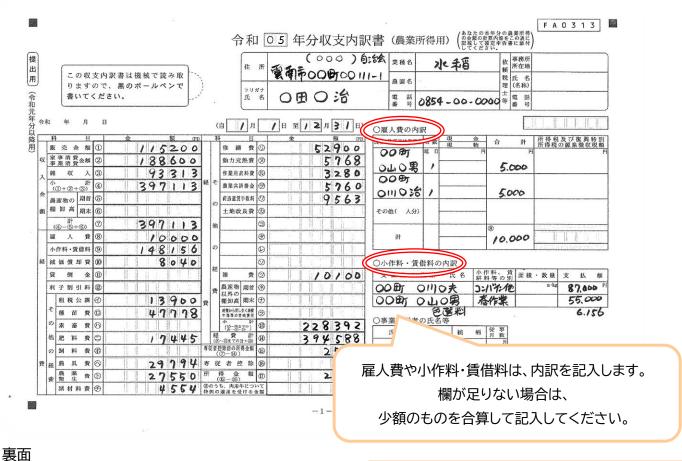
資産の	~	償却率		所有月数		農業専用割合	_ [	その年の
取得価額	^	(耐用年数)	×	12	X	(使用割合)		減価償却費

### 一収支内訳書の作成一

集計ができたら、収支内訳書を作成します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

隣のページの具体例の記号番号と同じ記号番号の科目欄に集計したものを記入してください。





◎本年中における特殊事情

### ●必要経費の集計ポイント●

**1、**農業分と家事分を一緒に支払っている時は、農業分だけを使用割合で按分します。

具体例 ・水道料 ・電気料 ・軽トラックに係る経費(軽自動車税、車検代など) ・共済掛金 など 固定資産税の経費は、次の表を参考にしてください。

土地分	兼用倉庫建物		
<u>田・畑分が経費</u> になります。			
固定資産税の課税明細で確認してください。	<u>面積(使用割合)で按分</u> します。		

**2**、10万円以上の農機具等を購入した場合は、減価償却費として計算します。

減価償却費の詳しい計算方法は、

「農業所得の申告のしかた~災害による農業設備の修理費用・減価償却費編~」をご覧ください。

- 3、ワイヤーメッシュ等を購入して補助金を受け取ったとき(次のいずれかの方法で申告します)
  - 方法① 受け取った補助金を雑収入とし、購入金額全額を経費とする。
  - 方法② 購入金額から受け取った補助金を差引き、残りの金額を経費とする。

(ワイヤーメッシュ等の購入金額) - (受け取った補助金) = (経費になる金額)

「総収入金額不算入に関する明細書」の提出が必要です。記載方法は、

「農業所得の申告のしかた~災害による農業設備の修理費用・減価償却費編~」をご覧ください。

- **4、**農業に直接必要なものが経費となります。

経費に含めないように 注意しましょう。

経費にならないものの例

国民健康保険料、住民税、所得税、居宅の火災共済、JA出資金、通勤用の車の経費、 自動車税、家事用の精米料、家事のみに利用している保管庫 など

- ●災害により農業用設備(水路、農機具庫等)や機械が破損したとき(●
- ○機械や施設を修理や現状回復をしたとき

(修理にかかった費用) - (受け取った共済金や補助金) = (修繕費)

- ▶ 収支内訳書を作成するときは、修繕費(⑪の欄)の計算に含めてください。
- ○機械や施設を改良したときや取得した(買い替えた)とき

(取得などにかかった費用) - (受け取った共済金や補助金)= (減価償却費)

▶ 補助金を受け取ったときは、「総収入金額不算入に関する明細書」の提出が必要です。